

## 鳥取市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域活動支援センター運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。(以下「規則」という。))に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域活動支援センターの適正かつ円滑な運営を確保することにより、障がい者等の地域生活の支援を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年鳥取市条例第59号。)に基づく地域活動支援センターを運営する法人とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域活動支援センターが実施する基礎的事業及び機能強化事業とする。

2 前項の基礎的事業は、障がい者等に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜を提供する事業とする。

3 第1項の機能強化事業は、前項の基礎的事業に加えて、重層的支援体制整備事業の実施について(令和3年6月15日付け障発0615第1号)に定める地域活動支援センターI型を事業形態として実施する、次に掲げる要件の全てに該当する事業とする。

(1) 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものであって、地域生活支援等の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号)に定める相談支援事業を併せて実施し、又は委託を受けていること。

(2) 基礎的事業による職員のほかに1人以上の職員を配置し、うち2人以上を常勤とすること。

(3) 1日当たりの実利用人員が、概ね20人以上であること。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域活動支援センターの運営に要する経費のうち、別表左覧に掲げる経費とする。

2 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 本補助金は、地域活動支援センターの運営に要する経費のうち、あらかじめ関係市町で定めた負担対象・負担割合に応じ算定された本市が負担すべき額について、補助対象経費と地域活動支援センターの運営に要する経費の総額から本補助金以外の収入の額を控除した額とのいずれか低い額(別表右欄に掲げる基準額を限度額とする。また、

1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)以下で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、本補助金の交付を受けようとする年度の4月30日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合には、市長が別に定める日までに行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年11月27日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

(平成18年度における交付申請の特例)

2 平成18年度に限り、本補助金の交付の申請に係る第6条の規定の適用については、同条中「4月10日」とあるのは、「12月31日」とする。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

(令和4年度における交付申請の特例)

2 令和4年度に限り、本補助金の交付の申請に係る第7条の規定の適用については、同条中「4月30日」とあるのは、「10月31日」とする。

別表(第4条、第5条関係)

補助対象経費	基準額
施設を運営するために必要な職員の給料、職員手当(扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手	(1)基礎的事業 8,000千円/年 (2)機能強化事業

当、勤勉手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、単身赴任手当等)、共済費及び賃金並びに施設を運営するのに必要な修繕費その他の事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	4,000 千円/年
--	------------